

令和8年第8回（7月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和8年7月22日（水） 午後2時10分開会
午後2時40分閉会

- 2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室3－2

- 3 出席者

教育長	鵜田 道雄	教育長職務代理者	高野 隆晃
委 員	若林 洋子	委 員	石井 正己
委 員	渡邊 智子		

- 4 出席職員

教育部長	高浦 正充	教育部次長 （教育総務課長）	近藤 英明
教育部参事 （学校教育課長）	鈴木 大介	生涯学習課長	西原 崇浩
総合教育センター 所長	矢部 やよい	学校給食センター 所長	塩谷 利之
市民会館長	齊藤 秀夫	平川公民館館長	吉末 孝司
根形公民館館長	大野 正彦	平岡公民館館長	加藤 宏明
郷土博物館長	長谷川 秀明	中央図書館長	柏木 喜男
学校教育課副参事	南 啓介	教育総務課副参事	浦邊 宜文
教育総務課 総務庶務班長	柴崎 美奈		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

- 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第2号 令和9年度使用教科用図書採択について

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

(教育長)

令和8年第7回(6月)袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

石井委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

【教育長・教育部長・教育委員から報告】

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育長)

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

(教育部次長（教育総務課長）)

資料 7 ページ、議案第 1 号袖ヶ浦市教育委員会表彰規程の一部を改正する訓令の制定について、袖ヶ浦市教育委員会表彰規程の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第 5 条第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、令和 8 年度行政組織改正により、社会体育に関する事務は市長が管理・執行するものとされたこと等により、袖ヶ浦市教育委員会表彰規程において、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の議案につきましては 8 ページの通りでございます。また、9 ページに新旧対照表がございます。

改正内容につきましては、議案参考資料で説明いたします。

参考資料 2 ページを御覧ください。今回、改正を行うのは第 2 条の被表彰者に関する部分でございます。

まず、第 2 号につきましては、改正前が「学術、芸術、体育その他文化の向上の発展について、その功績が顕著であったもの」を「学術、芸術又は文化の向上発展について、その功績が顕著であったもの」と改正しようとするものです。改正理由は、令和 8 年度行政組織改正により、学校体育に関する事務を除くスポーツに関する事務は、市長が管理・執行するものとされたことから、社会体育については今後、市表彰での対応となるため文言を修正するものです。

次に、第 4 号の削除についてです。改正前に第 5 条第 4 号は「職務に精励し、その成績が特に優秀であったもの」という規定がございましたが、改正理由にありますように、表彰規程を設けた当初は、勤続年数の長い学校教職員につきまして表彰対象としていたところでございます。しかしながら、平成 9 年度に、県の永年勤続又は教育功労表彰との重複を避けるために、袖ヶ浦市教育委員会表彰規程取扱要領の改正を行いまして、その規定を削除し、現在は学校教職員を本市教育委員会表彰の対象としていないことから、被表彰者の基準を明確化するため、本号を削除しようとするものでございます。

次に、第 5 号「袖ヶ浦市教育委員会が主催する行事において、その成績が極めて優秀であり、他の模範とするに足るもの」の削除でございます。改正理由ですが、これまで本号に基づく被表彰者の履歴はなく、今後も本市教育委員会が該当となりうる行事を開催する見込みがないことから、本号を削除しようとするものでございます。

次に、第 6 号の文言修正及び号の繰り上げでございます。第 4 号及び第 5 号の削除に伴い、第 6 号を 2 号繰り上げ第 4 号とし、「前各号」を「前 3 号」に改めるものでございます。

施行日は、公示の日を予定しております。また、今後のスケジュールですが、本日、付議し議決をいただいた後、8 月 6 日に教育委員会表彰審査会、9 月定例会に被表彰者を付議し、庁内の政策会議に付議し、11 月 4 日の定例記者会見、11 月 26 日に令和 8 年度教育委員会表彰式を挙げる予定でございます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野教育長職務代理者)

参考資料3 ページ、④第6号の文言修正及び号の繰り上げについて、改正後「前3号」と改めますが、第1号から第3号の3号なのか、第3号のみを指すのでしょうか。

(教育部次長（教育総務課長）)

第1号、第2号、第3号の3号を指しております。

(石井委員)

第2号で体育を削除しており、市表彰で対応されるということですが、市長部局で教育委員会表彰規程に相当する規程があるとして、その規程を市長部局で改正される予定があるのか、その考え方等がわかれば教えていただきたい。

(教育部次長（教育総務課長）)

袖ヶ浦市表彰規則があります。もとは市表彰規則の中に、教育功労が入っていたものが、教育委員会表彰に分かれた経緯があります。今回、社会体育が市長部局へ移管したことから、社会体育で功労のあった方については、市表彰規則の社会功労表彰で表彰されるようになります。市表彰規則の社会功労表彰は、15年以上にわたり社会福祉、教育文化、産業その他の社会的な活動を行う分野において、市の公益及び振興発展に寄与し、その功績が顕著であるものについて、表彰されるという規定ですので、教育委員会では表彰はされませんが、市表彰の対象となりえます。

(教育長)

議案第1号について、賛成される委員の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

以上

※日程第4 議案第2号については、令和8年8月31日まで非公開とします。